

寒川町知的障害者福祉規則新旧対照表

現行	改正案
<p style="text-align: center;">～略～</p> <p>(障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置)</p> <p>第3条 町長は、次の各号のいずれかに該当する場合において、必要があると認めるときは、知的障害者更生相談所の判定を求めるものとする。</p> <p>(1) 法第15条の4の規定により障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第1項に規定する障害福祉サービス（<u>同条第5項</u>に規定する療養介護及び同条第10項に規定する施設入所支援を除く。以下「障害福祉サービス」という。）を提供し、又は障害福祉サービスの提供を委託しようとする場合</p> <p>(2) 法第16条第1項第2号の規定により障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第11項に規定する障害者支援施設（同法附則第58条第2項の規定により障害者支援施設とみなされたものを含む。）若しくは<u>同法第5条第5項の厚生労働省令</u>で定める施設（以下「障害者支援施設等」という。）に入所させ、又は障害者支援施設等若しくは独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成14年法律第167号）に規定する施設（以下「総合施設」という。）に入所を委託しようとする場合</p> <p style="text-align: center;">～略～</p>	<p style="text-align: center;">～略～</p> <p>(障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置)</p> <p>第3条 町長は、次の各号のいずれかに該当する場合において、必要があると認めるときは、知的障害者更生相談所の判定を求めるものとする。</p> <p>(1) 法第15条の4の規定により障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第1項に規定する障害福祉サービス（<u>同条第6項</u>に規定する療養介護及び同条第10項に規定する施設入所支援を除く。以下「障害福祉サービス」という。）を提供し、又は障害福祉サービスの提供を委託しようとする場合</p> <p>(2) 法第16条第1項第2号の規定により障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第11項に規定する障害者支援施設（同法附則第58条第2項の規定により障害者支援施設とみなされたものを含む。）若しくは<u>同法第5条第6項の主務省令</u>で定める施設（以下「障害者支援施設等」という。）に入所させ、又は障害者支援施設等若しくは独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成14年法律第167号）に規定する施設（以下「総合施設」という。）に入所を委託しようとする場合</p> <p style="text-align: center;">～略～</p> <p style="text-align: center;"><u>附 則</u></p> <p style="text-align: center;">この規則は、公布の日から施行する。</p>